

(3) 部活動指導の在り方

① 学習指導要領における部活動の位置付けと教員の意識

現行の中学校及び高等学校の学習指導要領では、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにする」こととされている。

部活動にやりがいを感じて熱心に取り組んでいる教員もいる一方、校内教職員の構成上、就任依頼を断れずに、競技経験のない部活動の顧問を担当して、専門的な技術指導をどのように行っていくのか悩んでいる教員や、休日の部活動と自らの生活との両立に悩みながら、課外や休日の部活動指導に義務感から従事している教員もいる。教員だけが部活動指導を行うのではなく、地域との連携を図るなど、運営上の更なる工夫が求められている。

こうした状況を踏まえ、学校教育にふさわしい部活動指導のあり方を考えながら改善の取組を進めていく必要がある。

また、県が平成25年3月に策定した「いきいきあいち スポーツプラン」では、運動部活動の意義を踏まえ運動部活動の更なる活性化を図ることとしており、県としての方針や施策との整合性にも留意する必要がある。

② 部活動指導員の活用、資格制の導入、再任用教員の活用

学校の職員として、専門的な技術指導を行うことができるような指導員の増員を図り、専門的な技術指導については、指導員に委ねていくことが求められる。

あわせて、土日に開催される大会等への引率についても、国が制度化を検討している単独で引率できるような専門の部活動指導員の設置を促進していく必要がある。

その際には、日本体育協会の公認スポーツ指導者制度などを利用して、指導者としての資質を身に付けた学校の職員として配置していくことが望ましい。

外部の指導者の活用に当たっては、競技指導に熱が入るあまり、活動時間が長くなることのないように、部活動が学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう、学校の経営方針をしっかりと認識してもらうとともに、県においても部

活動の過熱化に繋がらないように、外部指導者に対する十分な研修を行っていく必要がある。

部活動の指導経験が豊富な再任用教員については、本人の意思を踏まえ、勤務時間の調整を図りながら、部活動顧問として活用を図ることも有効な方策と考える。

③ 県による休養日等に関する方針策定と遵守するための仕組みづくり

県大会や全国大会への出場が、生徒の進路や、学校・教員の評価に影響し、その結果、練習が過熱化し、長時間化する実態がみられる。

長時間練習による子どもたちの健康障害や、疲労による授業への影響が懸念される。また、教員にとっても、放課後の部活動指導後にその他の業務を行わなければならないことが大きな負担となっている。

児童生徒や教員の健康が損なわれることがないように、休養日の設定を含めた練習時間の制限について、例えば、平日に1日及び土・日に1日の休養日の設定、土・日の練習時間は半日以内といった、県内の地域単位で既に実施されているルールなども参考にしながら、県教育委員会が県全体としての方針を平成28年度中に定めるべきであり、その方針に基づいた具体的なルールを明確化して、それが遵守できるような仕組みを作っていく必要がある。

さらに、朝練については、睡眠不足や朝食の欠食につながることもあり、医学的には決して推奨できるものではない。例えば、試合の開始時間にコンディションを合わせるために朝練を行う代わりに、放課後の練習時間を短縮するという運用も考えられるので、そのような合理的な理由がある場合を除き、原則としては実施しないように努める必要がある。対外試合等の引率の場合でも、顧問の教員について4週4休が徹底できるように調整を図ることが求められる。

部活動の指導時間がルールに違反していることが判明した場合には、管理職が担当教員に指導を行い、それが守られない場合には、服務監督権者である県・市町村教育委員会が管理職に指導するというように、ルールの遵守を学校任せにするのではなく、教育委員会が直接、学校に対してルールを徹底させる仕組みを構築すべきである。

一方、罰則方式によるルールの遵守は、逆効果になることも考えられるため、ルールを遵守し、練習時間の効率化を図りながら成果を出している学校については公表し高く評価するといった前向きな方法をとった方が効果的と考える。

④ 市町村教育委員会における「部活動指導のガイドライン」の設定

各市町村教育委員会においても、独自に「部活動のあり方検討会」を設置して、県の方針を踏まえて、個別に「部活動指導のガイドライン」を設けることも含め、ルールを明確化していくことが求められる。

部活動指導についての方針を定めていくためには、教員の意識や負担感、保護者の意見、そして、児童生徒への影響もしっかりと踏まえていく必要がある。

なお、児童生徒への影響については、健康への影響と併せて、部活動が進路選択やキャリア形成に大きく影響している実態にも留意する必要がある。

⑤ 部活動指導に関する学校経営方針への位置付け

現在、学習指導要領に部活動が位置付けられている以上、当面は、各部活動の指導方針を部活動の顧問だけに任せるのではなく、学校経営方針の中に明確に位置付け、休養日の厳守など、学校全体のルールを明確化する必要がある。

学校の経営方針を教職員全体で話し合いながら策定していく中で、部活動の指導方針についても協議し、保護者に対しても、学校評価などを活用して意見を吸い上げ、教育委員会が定めた方針を基本として、学校の文化や地域性も踏まえたルールを定めていくことが求められる。

⑥ 中小体連、高体連、競技団体との協議の場の設置

部活動の長時間化を是正するため、県教育委員会が中小体連、高体連、競技団体との協議を進めていけるような場を設置することも必要である。

例えば、中小体連の大会においては、全国大会、あるいは東海大会の見直しといったことも含めて協議を進め、協議が整えば、県教育委員会が、全国大会の廃止を国に要請していくことも必要である。

なお、高等学校の部活動においては、構成員が大学生、社会人にまで及ぶような各競技団体と連携しながら、大会の運営や選手の育成等を国レベルで進めているような現状を踏まえた協議が求められる。

⑦ スポーツ理論に基づいた部活動指導の徹底

長時間練習に対する教員の意識改革も必要である。学校教育の一環として、科学

的な根拠に基づいたプランニングの発想の下、生徒とともに、練習計画を立案していくような取組が求められる。

練習計画の策定に当たっては、全体練習と個人としての練習を切り分け、全体練習の時間にメリハリをつけるような取組の視点も必要であり、当面は、教員がそうした知識を学ぶことができるような研修を実施していく必要がある。

また、長期的には、教員養成の中に、カリキュラムとして「部活動指導論」といった内容の講義を位置付けていくよう、県教育委員会が国や教員養成系の大学・学部に要請していくことも求められる。

⑧ 労働者としての尊厳が損なわれないような勤務の在り方

部活動指導が、勤務日の勤務時間外はボランティアで、土日においても低額な手当で行われている現状が改善できないのであれば、教員の業務から部活動指導を外すべきである。

教員の労働者としての尊厳が損なわれないよう、在校時間の長時間化の是正という目的の達成のために、県教育委員会として明確な行動目標を持って、大きく一步を踏み出すことが極めて重要である。

学校教育の一環として行う活動であるならば、勤務時間内の活動として行うべきであり、勤務時間外もスポーツ・文化活動の指導を希望する教員については、地域のスポーツクラブなどで活動するための契約の手続きを要件とするなどの取組が必要である。

あるいは、勤務時間外の部活動指導そのものについて、県教育委員会において条件を明確化し、希望する教員や一定の資格を持った者との契約による業務とするという方法も考えられる。

県・市町村教育委員会においては、教員の意思を尊重した部活動指導担当への就任の仕組みづくりが求められる。

ただし、教員の意思を尊重した結果として、毎年度の人事異動によって、部活動の存続が困難となることも起こり得る。

⑨ 児童生徒の部活動への自主的な参加を担保する仕組みづくり

例えば、保護者に対しても、児童生徒の入部に際して、部活動の活動方針、時間を明示した承諾書の様式を県教育委員会で作成し、各学校がそれらを参考に作成し

た承諾書等を提出した保護者の児童生徒が部活動に参加できるようにするなど、児童生徒の自主的な参加を担保する仕組みを構築していく必要がある。

⑩ 複数顧問制の普及

現状においては、勤務時間外の部活動について、顧問の就任を承諾する教員のみで指導することになれば、生徒や保護者が希望するような部活動の数を維持することが困難となることが考えられるため、複数顧問制の普及により、勤務時間外の指導や引率については、交代で行うことができるような体制づくりを進め、部活動の数を維持することにも配慮しながら、特定の教員に負担が集中しないようにする必要がある。

一方で、教員が交代で指導することにより、部活動の練習時間の総量が減らなければ、児童生徒の心身の負担は軽減されないことに留意する必要がある。

⑪ 休日の部活動指導の手当の改善

県教育委員会は、当面は、休日の部活動指導に対する手当について、最低でも県の最低賃金以上の水準にする必要がある。

また、現行の休日の4時間以上という条件については、2時間以上の指導に対する手当が支給できるようになれば、休日の練習時間の単位を2時間までと考えるようになり、練習時間の削減につながる可能性があるため、支給条件を改定すべきである。

ただし、手当の改定が、かえって、教員の在校時間の長時間化を促すことになりかねない可能性にも留意する必要がある。

⑫ 長期的には学校教育活動からの部活動の切り離しを検討すべき

長期的には、学校の部活動と、地域の総合型スポーツクラブとの連携を進めていくことにより、勤務時間内は部活動、勤務時間後は地域の総合型スポーツクラブと、いうように棲み分けて、学校教育活動と社会教育活動の枠を明確に切り離していくことも検討していくべきである。その枠を明確にした上で連携を進めていかなければ、部活動指導に関する教員の多忙な現状を根本的に解消していくことは困難である。

県教育委員会は、学習指導要領において、部活動を学校教育から切り離すように、国に対して要請していく必要がある。

また、高等学校の運動部活動においては、各競技団体との関係を整理して、教員の各競技団体に関わる行事への関与を減らしていかなければ、教員の多忙な現状を解消していくことは困難である。